

その他

1. 税務証明の状況

(1) 発行数

年 度 区 分	20		21		22		23		24	
	件 数	前 年 比 %								
納税証明	2,730	91.9	2,525	92.5	2,142	84.8	2,536	118.4	2,004	79.0
課税証明	1,665	121.4	1,437	86.3	2,167	150.8	2,383	110.0	6,365	267.1
所得証明	16,835	106.3	17,373	103.2	18,133	104.4	16,369	90.3	12,807	78.2
資産証明	5,465	95.2	5,366	98.2	5,136	95.7	4,810	93.7	4,620	96.0
課税台帳 閲覧	768	126.3	706	91.9	659	93.3	814	123.5	788	96.8
その他	2,210	151.7	1,755	79.4	2,166	123.4	1,393	64.3	1,283	92.1
合 計	29,673	106.0	29,162	98.3	30,403	104.3	28,305	93.1	27,867	98.5

注：手数料無料扱の分を含む

(2) 手数料

年 度 区 分	20		21		22		23		24	
	金 額 円	前 年 比 %								
納税証明	816,900	91.7	757,200	92.7	640,500	84.6	760,500	118.7	601,200	79.1
課税証明	498,900	122.0	430,800	86.3	649,800	150.8	714,000	109.9	1,882,800	263.7
所得証明	4,961,700	106.6	5,085,000	102.5	5,322,000	104.7	4,788,600	90.0	3,735,000	78.0
資産証明	1,631,100	95.8	1,599,300	98.1	1,531,500	95.8	1,433,400	93.6	1,374,600	95.9
課税台帳 閲覧	229,500	126.4	211,800	92.3	197,700	93.3	243,900	123.4	236,100	96.8
その他	1,031,900	124.7	894,400	86.7	1,018,600	113.9	778,500	76.4	701,200	90.1
合 計	9,170,000	105.8	8,978,500	97.9	9,360,100	104.3	8,718,900	93.1	8,530,900	97.8

2. 県民税徴収委託金

区分	年 度	20	21	22	23	24
納税通知書枚数に対するもの	基 数(件)	242	109	67	4	0
	60円 委託金(円)	14,520	6,540	4,020	240	0
徴収金払込額に対するもの	基 数(円)	10,315,504	4,830,354	1,985,668	1,480,851	1,199,985
	7% 委託金(円)	722,084	338,123	138,995	103,658	83,996
過誤納金還付額に対するもの	基 数(円)	42,097,428	8,801,800	7,521,800	9,100,300	9,716,500
	按分率 委託金(円)	37,918,404	3,419,753	3,153,829	3,958,080	3,875,143
還付加算金に対するもの	基 数(円)	247,600	307,800	355,800	387,400	482,600
	按分率 委託金(円)	81,131	111,701	137,338	154,066	193,119
納税義務者数に対するもの	基 数(人)	52,441	51,818	50,112	49,174	49,114
	一人当たりの額 委託金(円)	209,764,000	180,305,900	165,329,000	151,287,100	147,322,800
配当割、譲渡割還付額に対するもの	基 数(円)	821,889	307,897	911,628	1,224,336	4,587
	基数 委託金(円)	821,889	307,897	911,628	1,224,336	4,587
合 計	委託金(円)	249,322,028	184,489,914	169,674,810	156,727,480	151,479,645
前 年 比	(%)	134.3	74.0	92.0	92.4	96.7

平成20年度の「過誤納金還付額に対するもの」には、税源移譲による市県民税還付分を含む。

年 度	20	21	22	23	24
特 定 按 分 率 %	39.77	39.78	39.77	39.77	39.78
確 定 按 分 率 %	39.726251842	39.778929492	39.770194814	39.773358878	39.783500918
平成19年度按分率 %	29.947638355	29.947638355	29.947638355	29.947638355	-
納税義務者一人当たりの額 円	4,000	3,300	3,300	3,000	3,000
【森林環境税分】納税義務者数に対するもの	一人当たりの額(円)	25	15	-	-
	基 数(人)	51,972	51,363	-	-
	委託金(円)	1,299,300	770,445	-	-

平成20、21年度の2か年の経過措置。

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(平成25年度分)

税目	賦課期日	種類	納 税 義 務 者	課 税 標 準	申告期限	納 期
市民税	1月1日	均等割 個人 所得割	・1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 *諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・普通徴収 第1期 6月1日から7月1日まで 第2期 8月1日から9月2日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・給与特別徴収 年12回(6月~5月) ・年金特別徴収 年6回(偶数月)
		均等割 法人 法人税割	・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土地 家 屋 償却資産	当該固定資産の所有者 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・普通徴収 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 2月1日から2月28日まで
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	当該軽自動車等の所有者、又は使用者	当該軽自動車等の所有、又は使用	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・普通徴収 5月1日から5月31日まで
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市計画税		土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定 課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱泉浴場への入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額（平成25年度分）

種類	控除額		
総 損 控 除	次のいずれか多い金額 (損失の金額 - 保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×1/100) (災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円	支払った地震保険料の2分の1(限度額25,000円) 経過措置 平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従前どおり損害保険料控除を適用できる(限度額10,000円)。ただし、地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額25,000円となる。	
医 療 費 控 除	(支払った医療費-保険等により補てんされた額) - (総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額 (限度額200万円)	支払った長期損害保険料の額が ア. 5,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ. 5,000円を超える場合 (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円 ウ. 15,000円を超える場合 10,000円	
社会保険料控除	支払った額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った額		
生命保険料控除	(1) 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 【新契約のみ】H24年1月1日以降の契約 支払った保険料が ア. 12,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ. 12,000円を超える場合 (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000円 ウ. 32,000円を超える場合 (支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円 エ. 56,000円を超える場合 28,000円	障害者控除 障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき 26万円 (特別障害者については 30万円) 控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合 53万円	
	【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア. 15,000円以下の場合 支払った保険料の全額 イ. 15,000円を超える場合 (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円 ウ. 40,000円を超える場合 (支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円 エ. 70,000円を超える場合 35,000円	寡婦控除 納税義務者が寡婦である場合には 26万円 ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合には 30万円	
	新契約と 旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 と の合計(控除適用限度額は2.8万円)	勤労学生控除 納税義務者が勤労学生である場合には 26万円	
	(2) 前年に支払った保険料が個人年金保険の場合 (1)を参照	寡夫控除 納税義務者が寡夫である場合には 26万円	
	(3) 前年に支払った保険料が介護医療保険の場合 (1)を参照	配偶者控除 控除対象配偶者 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には 38万円	
	(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は7万円	配偶者特別控除 生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。 控除対象配偶者以外の配偶者 ア. 前年の合計所得金額が45万円未満の場合 33万円 イ. 前年の合計所得金額が45万円以上75万円未満の場合 38万円-(合計所得金額-38万円) (注)()内の金額は、()内の計算で求めた金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額のうち最も多い金額とします。 ウ. 前年の合計所得金額が75万円以上76万円未満の場合 3万円	
		○控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう)1人につき 33万円 ただし、控除対象扶養親族が19~22歳の場合 45万円 70歳以上の場合 38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人につき 45万円	
		基礎控除 33万円	

4. 大牟田市税率表

年 度		42	43	44	45	46
市 民 税	個人	均等割 県 市	100円 400円	100 400	100 400	100 400
		所得割 県 市	標準税率	同左	同左	同左
	法人	均 等 割	42.6.1以後に終了する事業年度から 1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左
		税 割	<u>10.7</u> 100 <u>8.9</u> 100	<u>10.7</u> 100 <u>8.9</u> 100	<u>10.7</u> 100 <u>8.9</u> 100	<u>10.7</u> 100 <u>9.1</u> 100
固 定 資 産 税		標準税率	<u>1.6</u> 100 <u>1.4</u> 100	<u>1.6</u> 100 <u>1.4</u> 100	<u>1.6</u> 100 <u>1.4</u> 100	<u>1.6</u> 100 <u>1.4</u> 100
輕 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	500円	月割廃止 500	500	500
		9 0 C C	800	" 800	800	800
		1 2 5 C C	1,000	" 1,000	1,000	1,000
	輕 自	二 輪	1,500	1,500	1,500	1,500
		三 輪	2,000	2,000	2,000	2,000
		四 輪 貨 物 (自)	2,500	2,500	2,500	2,500
	自	" (營)	2,500	2,500	2,500	2,500
		四 輪 乘 用 (自)	4,500	4,500	4,500	4,500
		" (營)	4,500	4,500	4,500	4,500
		農 耕 作 業 用	1,000	月割廃止 1,000	1,000	1,000
	小 型 特 殊 (そ の 他)		3,000	3,000	3,000	3,000
	二 輪 の 小 型		2,500	2,500	2,500	2,500
市 た ば こ 消 費 税			<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
電 気 ガ ス 税		電氣稅	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100
		ガス稅				
鉱 產 税		標準税率	<u>1.1</u> 100 <u>1</u> 100	<u>1.1</u> 100 <u>1</u> 100	<u>1.1</u> 100 <u>1</u> 100	<u>1.1</u> 100 <u>1</u> 100
特別土地 保 有 税	土 地 に 対 し て 課 す る も の		-	-	-	-
	土 地 の 取 得 に 対 して課するもの		-	-	-	-
都 市 計 画 税			-	-	-	-

年 度		47	48	49	50	51
市 民 税 人	個人 均等割	100 400	100 400	100 400	100 400	300 1,200
		標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左
	均 等 割		1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左 51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号 7,200円
	税 割 標準 税率	10.7 100 9.1 100	10.7 100 9.1 100	49.5.1以後に終了 する事業年度から 14.5 100 12.1 100	14.5 100 12.1 100	14.5 100
固定資産税		1.6 100 1.4 100	1.6 100 1.4 100	1.6 100 1.4 100	1.6 100 1.4 100	1.6 100
軽 自 動 車 税	原 50CC	500	500	500	500	650
	90CC	800	800	800	800	1,000
	125CC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300
	二 輪 輕	1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000
	三 輪 自	2,000	2,000	2,000	2,000	" 2,600
	四輪貨物(自) " (営)					3,300
	四輪乗用(自) " (営)	2,500 4,500	2,500 4,500	2,500 4,500	2,500 4,500	2,900 5,900
	農耕作業用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300
	小型特殊(その他)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,900
	二輪の小型	2,500	2,500	2,500	2,500	3,300
市たばこ消費税		18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100
電 気 ガ ス 税	電 氣 稅 ガ ス 稅	7 100	7 100	10月 より 6 100 50年 1月より 5 100	5 100	5 100
				10月 より 3 100 50年 1月より 4 100	6月 より 3 100	52年 1月より 2 100
鉱 產 稅	標準 税率	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100
		1 100	1 100	1 100	1 100	1 100
特別土地 保有税	土地に對して 課するもの	-	-	1.4 100	1.4 100	1.4 100
	土地の取得に對 して課するもの	-	-	3 100	3 100	3 100
都 市 計 画 稅		-	-	-	-	-

52	53	54	55	56
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52.4.1以後に終了する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号 8,000円	53.4.1以後に終了する事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号 8,000円 3号 80,000円	同左	同左	同左
<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	7月31日 <u>14.5</u> <u>14.7</u> まで 100 100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 <u>12.1</u> <u>12.3</u> 以降 100 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
			<u>0.05</u> 100	<u>0.1</u> 100
			制限 <u>0.3</u> 税率 100	0.3 100

年 度			57	58	59
市 民 税	個人	均等割	500 1,500	500 1,500	500 1,500
		所得割	標準税率	同左	同左
	法 人	均 等 割	1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円
固 定 資 産 税	標準 税率	稅 割	14.7 100 <u>12.3</u> 100	14.7 100 <u>12.3</u> 100	14.7 100 <u>12.3</u> 100
			1.6 100 <u>1.4</u> 100	1.6 100 <u>1.4</u> 100	1.6 100 <u>1.4</u> 100
輕 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	700	700	1,000
		9 0 C C	1,100	1,100	1,200
		1 2 5 C C	1,450	1,450	1,600
	輕	二 輪	2,200	2,200	2,400
	自	三 輪	2,850	2,850	3,100
	動	四輪貨物(自)	3,650	3,650	4,000
	車	" (営)	2,900	2,900	3,000
	税	四輪乗用(自)	6,500	6,500	7,200
		" (営)	5,200	5,200	5,500
		農 耕 作 業 用	1,450	1,450	1,600
小型特殊(その他)			4,300	4,300	4,700
二 輪 の 小 型			3,650	3,650	4,000
市 た ば こ 消 費 稅			18.1 100	18.1 100	18.1 100
電 気 ガ ス 税	電 氣 稅	電 氣 稅	5 100	5 100	5 100
		ガ ス 稅	2 100	2 100	2 100
鉱 产 税			1.1 100	1.1 100	1.1 100
特 別 土 地 保 有 税	土地に對して 課 す る も の		1 100	1 100	1 100
	土地の取得に對 して課するもの		1.4 100	1.4 100	1.4 100
			3 100	3 100	3 100
			0.1 100	0.1 100	0.1 100
都 市 計 画 税			0.3 100	0.3 100	0.3 100

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59.4.1以後に終了する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
<u>18.1</u> 100	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割(4月まで)5月以降特例 <u>350</u> 1,100	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	従価割 <u>14.3</u> 100 従量割 特例 <u>640</u> 1,000	3月まで <u>14.3</u> 従価割 <u>100</u> 従量割 特例 <u>640</u> 1,000 4月から 従量割 <u>1,997</u> 従量割 " <u>1,000</u> 旧3級品 <u>948</u> 1,000
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	平成元年 4月 1日廃止
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目 年度		2	3	4	5	6	
市 民 税	個人 均等割	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000	
	所得割	標準税率	同左	同左	同左	同左	
	法 人	均 等 割	1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号 400千円 4号 150千円 5号 120千円 6号 40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円
	人	税 割	14.7 100	14.7 100	14.7 100	14.7 100	
		標準 税率	12.3 100	12.3 100	12.3 100	12.3 100	
			1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	
固定資産税		標準 税率	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	
輕 自 動 車 税	原付 ミニカー	50CC 90CC 125CC	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000円 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	
	二輪	軽	2,400	2,400	2,400	2,400	
	三輪	自	3,100	3,100	3,100	3,100	
	四輪貨物(自)	動	4,000	4,000	4,000	4,000	
	"(営)	車	3,000	3,000	3,000	3,000	
	四輪乗用(自)	税	7,200	7,200	7,200	7,200	
	"(営)		5,500	5,500	5,500	5,500	
	農耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600	
	小型特殊(その他)		4,700	4,700	4,700	4,700	
	二輪の小型		4,000	4,000	4,000	4,000	
市たばこ税 63年度までは 市たばこ消費税		従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	
鉱產税		標準 税率	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	
保有税	土地に対して 特別土地課するもの	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	
	土地の取得に対 して課するもの	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	
		3 100	3 100	3 100	3 100	3 100	
都市計画税		制限 税率	0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100	
			0.3 100	0.3 100	0.3 100	0.3 100	

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>1,997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>1,997</u> 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 <u>2,434</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	従量割 <u>2,434</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	4月まで <u>2,434</u> 5月から <u>2,668</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 <u>1,155</u> <u>1,266</u> 1,000 1,000
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	平成10年 4月1日廃止	
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100		
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目 年度			12	13	14	15	
市 民 税 人	個人	均等割 所得割	県 市	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
			標準税率	標準税率	同左	同左	同左
	法	均 等 割		1号3,000千円 2号1,750千円 3号 410千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円	同左	同左	同左
標準 税率	標準 税率	標準 税率	標準 税率	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
				<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
固定資産税			標準 税率	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
				<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
軽自動車税	原付	50CC 90CC 125CC ミニカー		1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500	1,000 1,200 1,600 2,500
	自	二輪 三輪 四輪貨物(自) "(営)"		2,400 3,100 4,000 3,000	2,400 3,100 4,000 3,000	2,400 3,100 4,000 3,000	2,400 3,100 4,000 3,000
	車	四輪乗用(自) "(営)"		7,200 5,500	7,200 5,500	7,200 5,500	7,200 5,500
	税	農耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600
		小型特殊(その他)		4,700	4,700	4,700	4,700
		二輪の小型		4,000	4,000	4,000	4,000
		市たばこ税	従量割 1,000 " 旧3級品 1,266 1,000	従量割 1,000 " 旧3級品 1,266 1,000	従量割 1,000 " 旧3級品 1,266 1,000	従量割 1,000 " 旧3級品 1,266 1,000	6月まで <u>2,668</u> 7月から <u>2,977</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,266</u> <u>1,412</u> 1,000 1,000
	特別土地 保有税	土地に対して 課するもの 土地の取得に対 して課するもの		<u>1.4</u> 100 <u>3</u> 100	<u>1.4</u> 100 <u>3</u> 100	<u>1.4</u> 100 <u>3</u> 100	
		都市計画税	制限 税率	<u>0.1</u> 100 <u>0.3</u> 100	<u>0.1</u> 100 <u>0.3</u> 100	<u>0.1</u> 100 <u>0.3</u> 100	<u>0.1</u> 100 <u>0.3</u> 100
		入湯税	標準 税率	-	-	-	-

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20.4.1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号1,750千円 4号 150千円 9号3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 <u>2,977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> 1,000	従量割 <u>2,977</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> 1,000	6月まで <u>2,977</u> 7月から <u>3,298</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,412</u> <u>1,564</u> 1,000 1,000	従量割 <u>3,298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000	従量割 <u>3,298</u> 1,000 " 旧3級品 <u>1,564</u> 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
		1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

税目 年度			21	22	23	
市	個人	均等割	1,500 3,000	1,500 3,000	1,500 3,000	
		所得割	標準税率	同左	同左	
民 法 均 等 割			H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左	同左	
税 人	税 割	標準税率	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	
		標準税率	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	
固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	
			<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	
軽 自 動 車 税	原 5 0 C C		1,200	1,200	1,200	
			1,400	1,400	1,400	
	9 0 C C		1,900	1,900	1,900	
			3,000	3,000	3,000	
	1 2 5 C C		2,800	2,800	2,800	
			3,700	3,700	3,700	
	ミ ニ カ ー		4,800	4,800	4,800	
			" (営) 3,600	3,600	3,600	
	二 輪		8,600	8,600	8,600	
			" (営) 6,600	6,600	6,600	
	農 耕 作 業 用		1,900	1,900	1,900	
			5,600	5,600	5,600	
	小 型 特 殊 (そ の 他)		4,800	4,800	4,800	
			従量割 3,298 1,000	9月まで 3,298 10月から 4,618 従量割 1,000 従量割 1,000	従量割 4,618 1,000	
	二 輪 の 小 型	標準税率	" 旧3級品 1,564 1,000	" 旧3級品 " 旧3級品 1,564 2,190 1,000 1,000	" 旧3級品 2,190 1,000	
			0.1 100	0.1 100	0.1 100	
	都 市 計 画 税	制限税率	0.3 100	0.3 100	0.3 100	
			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	
入 湯 税			標準税率	1人1日につき 150	1人1日につき 150	

24	25
1,500	1,500
3,000	3,000
同左	同左
同左	同左
<u>14.7</u>	<u>14.7</u>
100	100
<u>12.3</u>	<u>12.3</u>
100	100
<u>1.6</u>	<u>1.6</u>
100	100
<u>1.4</u>	<u>1.4</u>
100	100
1,000	1,000
1,200	1,200
1,600	1,600
2,500	2,500
2,400	2,400
3,100	3,100
4,000	4,000
3,000	3,000
7,200	7,200
5,500	5,500
1,600	1,600
4,700	4,700
4,000	4,000
従量割 " 旧3級品	3月まで <u>4,618</u> 4月から <u>5,262</u> 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 <u>2,190</u> <u>2,190</u> <u>2,495</u> 1,000 1,000 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150

○市民税、個人所得割の税率表

3年度～6年度		7年度～8年度		9年度～10年度		11年度～18年度		19年度～	
区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100		
160万円を超える ～550万円以下	8/100	200万円を超える ～700万円以下	8/100	200万円を超える ～700万円以下	8/100	200万円を超える ～700万円以下	8/100	一律	6/100
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○市民税、法人均等割の税率表

53年度～57年度		58年度		59年度～5年度		6年度～19年度			
区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率		
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数		
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号) 50億円超	50人超	1,200	(1号) 50億円超	50人超		
(2号) 10億円超 ～50億円以下	100人超	400	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超		
(3号) 10億円超	100人以下	80	(3号) 10億円超	50人以下	160	(3号) 10億円超	50人以下		
1億円超 ～10億円以下	100人超		1億円超 ～10億円以下	50人超		1億円超 ～10億円以下	50人超		
(4号) 1億円超 ～10億円以下	100人以下	24	(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	60	(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下		
1千万円超 ～1億円以下			1千万円超 ～1億円以下	50人超		1千万円超 ～1億円以下	50人超		
(5号) 前各号以外		8	(5号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	48	(5号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下		
			1千万円以下	50人以下		1千万円以下	50人超		
			(6号) 前各号以外			(6号) 前各号以外			
				16		40	(9号) 前各号以外		50

20年度		21年度～			
区分	税率	区分	税率		
資本金等の金額	従業員数	千円	資本金等の金額	従業員数	千円
(1号) 次の各号以外	-	50	(1号) 次の各号以外	-	50
(2号) 1千万円以下	50人超	120	(2号) 1千万円以下	50人超	144
(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(7号) 10億円超	50人以下	410	(7号) 10億円超	50人以下	492
(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(9号) 50億円超	50人超	3,000	(9号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税務機構一覧

課名	担当名	課長	主幹	主査	職員	計	事務分掌
税務課	市民税	1	1	2	8	1	1. 市税(国民健康保険税を除く。)に関すること。 2. 固定資産の評価に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 市税に係る諸証明に関すること。
	市民税・諸税			1	5		
	土地			1	6		
	家屋			1	3		
	家屋・償却			1	5		
	計	1	1	5	27	34	
納税課	徴収第一	1	1	1	6	1	1. 市税並びにこれに付帯する督促手数料及び滞納金の徴収に関すること。 2. 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 納税の督促に関すること。 4. 市税の滞納処分及びその執行停止に関すること。 5. 市税の不納欠損処分に関すること。 6. 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
	徴収第二			1	6		
	整理			1	4		
	収納管理			1	3		
	計	1	1	3	19	24	
総計		2	2	8	46	58	

基準日 平成25年8月1日

主査欄 は主幹兼務を表す

市民部	市民生活課
	市民課
	保険年金課
	税務課
	納税課